

福岡県医発第947号(地)

平成17年 8月12日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令につきましては、平成17年7月30日付福岡県医発第848号をもってお知らせしておりました。

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、7月29日に公布され、平成18年4月1日から施行されることに伴い(日本脳炎の第3期の予防接種の廃止等は平成17年7月29日施行)、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされ、また、併せて定期の予防接種実施要領の一部改正について、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事に通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部を通じ連絡がありました。

改正の概要等は下記のとおりであります。特に、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から、平成18年4月1日以降、「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努めることとされておりますので、貴職におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくようお願い申し上げます。

第1 改正の概要

1. 定期の予防接種の対象者

(1) 麻しん対策を強化し、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次に掲げ



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

る区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(2) 日本脳炎に係る定期の予防接種のうち有効性が低いと評価される第3期の予防接種を廃止すること。

2. 予防接種済証の様式

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3. 定期の予防接種の実施に関する事項

(1) ジフテリア、百日せき又は破傷風に係る定期の予防接種について、ジフテリアトキソイド、沈降ジフテリアトキソイド、沈降精製百日せきワクチン、沈降破傷風トキソイド又はジフテリア破傷風混合トキソイドを用いて接種を行うこととしている関係規定を削除したこと。

(2) 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。

(3) 日本脳炎に係る第3期の予防接種の関係規定を削除したこと。

第2 施行期日等

1. 施行期日

平成18年4月1日。ただし、第1の1の(2)並びに第1の3の(1)及び(3)については、公布の日(平成17年7月29日)

2. 経過措置

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、第1期及び第2期の予防接種ともに乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いることとしているところ、当面、平成18年4月1日前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種(麻しん又は風しんの単抗原ワクチンのいずれかの接種)を受けた者については、第2期の予防接種の対象者とし、したがって、第1の1の(1)は適用しないこと。

なお、平成18年4月1日以降に5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(同日前に麻しん又は風しんに係る予防接種をいずれも受けていない者に限る。)については、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

第3 留意事項

1. 日本脳炎に係る第3期の予防接種の廃止

公布の日(平成17年7月29日)から施行されるので、特に留意すること。

2. 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種

- (1) 平成18年4月1日以降、対象者が「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から第1の1の(1)に定める者に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努められたいこと。
- (2) 平成18年4月1日以降、麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は、法に基づかない予防接種となること及び第2の2について留意の上、同年3月1日から同月31日までにおける未接種者の対象者について、同年4月1日以降にも接種機会の確保が可能な場合には、同日以降の接種を勧奨するよう配慮すること。



(地Ⅲ 7 4)

平成17年8月3日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、予防接種法施行令の一部を改正する政令につきましては、平成17年7月26日付（地Ⅲ 6 6 F）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、7月29日に公布され、平成18年4月1日から施行されることに伴い（日本脳炎の第3期の予防接種の廃止等は平成17年7月29日施行）、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされました。また併せて、定期の予防接種実施要領の一部改正について、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事に通知がなされました。

改正の概要等は下記のとおりであります。特に、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から、平成18年4月1日以降、「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努めることとされておりますので、貴職におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下都市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

第1 改正の概要

1. 定期の予防接種の対象者

- （1）麻しん対策を強化し、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次に掲げる区分に応じ、

それぞれ次に定める者とする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(2) 日本脳炎に係る定期の予防接種のうち有効性が低いと評価される第3期の予防接種を廃止すること。

2. 予防接種済証の様式

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3. 定期の予防接種の実施に関する事項

(1) ジフテリア、百日せき又は破傷風に係る定期の予防接種について、ジフテリアトキソイド、沈降ジフテリアトキソイド、沈降精製百日せきワクチン、沈降破傷風トキソイド又はジフテリア破傷風混合トキソイドを用いて接種を行うこととしている関係規定を削除したこと。

(2) 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。

(3) 日本脳炎に係る第3期の予防接種の関係規定を削除したこと。

第2 施行期日等

1. 施行期日

平成18年4月1日。ただし、第1の1の(2)並びに第1の3の(1)及び(3)については、公布の日(平成17年7月29日)

2. 経過措置

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、第1期及び第2期の予防接種ともに乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いることとしているところ、当面、平成18年4月1日前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種(麻しん又は風しんの単抗原ワクチンのいずれかの接種)を受けた者については、第2期の予防接種の対象者とし、したがって、第1の1の(1)は適用しないこと。

なお、平成18年4月1日以降に5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(同日前に麻しん又は風しんに係る予防接種をいずれも受けていない者に限る。)については、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

第3 留意事項

1. 日本脳炎に係る第3期の予防接種の廃止

公布の日(平成17年7月29日)から施行されるので、特に留意すること。

2. 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種

- (1) 平成18年4月1日以降、対象者が「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から第1の1の(1)に定める者に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努められたいこと。
- (2) 平成18年4月1日以降、麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は、法に基づかない予防接種となること及び第2の2について留意の上、同年3月1日から同月31日までにおける未接種の対象者について、同年4月1日以降にも接種機会の確保が可能な場合には、同日以降の接種を勧奨するよう配慮すること。



「公印省略」

17 健第1894号

平成17年8月1日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課結核感染症係)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則
及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について及び
定期の予防接種実施要領の一部改正について

貴職におかれましては、本県の保健福祉行政につきまして、多大な御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお
知らせします。

つきましては、貴会員への周知につきまして、御協力いただきますようお願い
いたします。



健感発第0729001号

平成17年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成18年4月1日（一部については本日）から施行される。改正政令及び改正省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管下市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において「予防接種法」（昭和23年法律第68号）を「法」と、「予防接種法施行令」（昭和23年政令第197号）を「令」と、「予防接種法施行規則」（昭和23年厚生省令第36号）を「施行規則」と、「予防接種実施規則」（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

記

第1 改正の概要

1 定期の予防接種の対象者（改正後の令第1条の2の表関係）

- (1) 麻しん対策を強化し、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

- ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

- (2) 日本脳炎に係る定期の予防接種のうち有効性が低いと評価される第3期の予防接種を廃止すること。
- 2 予防接種済証の様式（改正後の施行規則様式第3関係）
麻しん及び風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。
- 3 定期の予防接種の実施に関する事項（改正後の実施規則第9条から第11条まで、第13条及び第14条並びに改正前の実施規則第17条関係）
 - (1) ジフテリア、百日せき又は破傷風に係る定期の予防接種について、ジフテリアトキソイド、沈降ジフテリアトキソイド、沈降精製百日せきワクチン、沈降破傷風トキソイド又はジフテリア破傷風混合トキソイドを用いて接種を行うこととしている関係規定を削除したこと。
 - (2) 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。
 - (3) 日本脳炎に係る第3期の予防接種の関係規定を削除したこと。

第2 施行期日等

- 1 施行期日（改正政令附則第1条及び改正省令附則関係）
平成18年4月1日。ただし、第1の1の(2)並びに第1の3の(1)及び(3)については、公布の日
- 2 経過措置（改正政令附則第2条関係）
麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、第1期及び第2期の予防接種ともに乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いることとしているところ、当面、平成18年4月1日前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種（麻しん又は風しんの単抗原ワクチンのいずれかの接種）を受けた者については、第2期の予防接種の対象者としなないこととし、したがって、第1の1の(1)は、適用しないこと。
なお、平成18年4月1日以降に5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（同日前に麻しん又は風しんに係る予防接種をいずれも受けていない者に限る。）については、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

第3 留意事項

- 1 日本脳炎に係る第3期の予防接種の廃止
公布の日から施行されるので、特に留意すること。
- 2 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種
 - (1) 平成18年4月1日以降、対象者が「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から第1の1の(1)に定める者に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努められたいこと。
 - (2) 平成18年4月1日以降、麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は、

法に基づかない予防接種となること及び第2の2に留意の上、同年3月1日から同月31日までにおける未接種の対象者について、同年4月1日以降にも接種機会の確保が可能な場合には、同日以降の接種を勧奨するよう配慮すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (八八)

○総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 (八九)

○母体保護法の一部を改正する法律 (九〇)

○文字・活字文化振興法 (九一)

〔政 令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (二五八)

○通関業法施行令の一部を改正する政令 (二五九)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六〇)

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六一)

○農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令 (二六二)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二六三)	二
○予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二六四)	三
○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 (二六五)	三
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (二六六)	三
○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (二六七)	三
○有限責任事業組合契約に関する法律の施行期日を定める政令 (二六八)	三
○有限責任事業組合契約に関する法律施行令 (二六九)	三
〔条 約〕	
○社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (二七〇)	三
〔府 令〕	
○防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府八七)	三
○防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する内閣府令 (同八八)	三
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同八九)	三
〔省 令〕	
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令 (厚生労働二二七)	三
○診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令 (同一二八)	三
○有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 (経済産業七四)	三

〔告 示〕

○社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件 (外務七一五)

○厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める等の件の一部を改正する件 (社会保険庁三一)

完

本号で公布された
法令のあらまし

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (法律第八八号) (防衛庁)
- 1 防衛庁の定数を改めることとした。(第八八条関係)
 - 2 統合幕僚監部、統合幕僚長等を新設し、その所掌事務及び職務等を定めることとした。(第一六条、第二一条、第二三条及び第二六条、第二八条関係)
 - 3 陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるとともに、幕僚監部の所掌事務の特例を定めることとした。(第二四条及び第二五条関係)
 - 4 情報本部を本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改めることとした。(第二九条関係)
- 二 自衛隊法の一部改正関係
- 1 統合幕僚監部の新設及び情報本部の改組に伴い所要の規定の整備を行うこととした。(第二二条、第二五条、第二二条、第九六条及び第一〇〇条の二関係)
 - 2 統合幕僚長の職務等を定めることとした。(第八八条、第九九条の二関係)
 - 3 即応予備自衛官の員数を改めることとした。(第七五条の二関係)
 - 4 弾道ミサイル等に対する防護措置 (一) 長官は、弾道ミサイル等 (弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。) が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海 (海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む) の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができることとした。(第八二条の二第一項関係)

第十九条の四	第七十八条第一項第五号から第七号まで	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（平成十七年法律第六十七号）以下「改正法」という。（附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される改正法による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。））
第十九条の五第四項	第十九条の三の二	第十九条の三の二若しくは改正法附則第十三条第一項
第十九条の六第一項第一号	第十八条第一項若しくは第三項	改正法附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される新法第十八条第一項、新法第十八条第二項

（独立行政法人農林水産消費技術センター等の行う格付に係る手数料の額の認可に関する経過措置）

第三条 改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第十四条第三項及び改正法附則第十一条第一項の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五第一項において準用する旧法第十四条第三項の規定による手数料の額の認可については、この政令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三条（旧令第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（認定外国製造業者等の工場等における検査に要する費用の負担に関する経過措置）

第四条 改正法附則第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六第一項第七号の検査に要する費用については、旧令第二十條の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十一条第一項の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の三第二項第四号及び改正法附則第十五条の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の四第二項において準用する旧法第十九条の六の三第二項第四号の検査に要する費用については、旧令第二十四條（旧令第二十八條において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（都道府県が処理する事務に関する経過措置）

第五条 改正法附則第五条第一項の規定によりいずれもおその効力を有するものとされた旧法第二十三條第一項の規定により都道府県知事が行うこととすることができる農林水産大臣の権限に属する事務については、旧令第三十條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（農林物資規格調査会令の一部改正）

第六条 農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第九條の二」を「第十條」に改める。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令
内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項を次のように改める。

麻しん	風しん
一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第一条の二の表日本脳炎の項定期の予防接種の対象者の欄第三号を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の表日本脳炎の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の予防接種法施行令第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項の規定は、この政令の施行の日前に予防接種法第三条第一項の規定により行われた麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者及び当該予防接

種に相当する予防接種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十五号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令
内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第一項第五号及び第三十條の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（電磁波又は粒子線）

第一条 診療放射線技師法（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める電磁波又は粒子線は、次のとおりとする。

- 一 陽子線及び重イオン線
- 二 中性子線

第七条中「診療放射線技師法（以下「法」という。）を「法」に改める。

第十八条中「第一条、第一条の三第二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

(証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第二条 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第七号中「同項第三号」の下に「から第五号まで」を加え、「令第一条の三の二第二項に掲げる権利及び法第二条第二項第四号に掲げる権利」を削り、「第七号第三項第十号」を「第十三号並びに第七号第三項第十号」に改める。

第六条第一項第十二号中「組合契約出資持分」の下に「(令第三条の四第四号に掲げる権利に限る。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利を除く。)

第八条第三項第五号中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に、「無限責任組合員に類する者」を「重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者(無限責任組合員に類する者)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二条第二項第四号に掲げる権利、重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員

第八条第四項第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

省 令

○厚生労働省令第二百二十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百六十四号)の施行に伴い、及び予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月二十九日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

(予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「麻疹」の下に「及び風しん」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「様式第五」を「様式第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「様式第六」を「様式第五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「様式第七」を「様式第六」とし、同号を同項第六号とする。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号の二口中「同項第四号に掲げる権利」を「同項第五号に掲げる権利(同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、法第二条第二項第四号に規定する有価証券に類するものに基く権利を除く。)」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号中「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総務府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第六号及び第七号中「各号に掲げるもの」を「に規定するもの」に改める。

附則 この府令は、平成十七年八月一日から施行する。

様式第三を次のように改める。

第1期 予防接種記録表(第1期)

氏名	住所	生年月日	接種年月日	接種回数	接種場所
麻しん					
風しん					

様式第四を削り、様式第五を様式第四とし、様式第六を様式第五とし、様式第七を様式第六とする。

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 麻しんの予防接種(第十三条)」を「第四章 麻しん及び風しんの予防接種(第十三条・第十四条)」に、「第六章」を「第五章」に、「第十七条」を「第十六条」に、「第七章」を「第六章」に、「第十八条」を「第十七条」に改める。

第八条中「第七章」を「第六章」に改める。

第九条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「破傷風について同時に行う」を「破傷風の」に改め、同項を同条とする。

第十条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「破傷風について同時に行う」を「破傷風の」に改め、同項を同条とする。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「破傷風について同時に行う」を「破傷風の」に改め、ジフテリア破傷風混合トキソイド又は」を削り、同項を同条とする。

第五章を削り、第四章を次のように改める。

第四章 麻しん及び風しんの予防接種

(第一期予防接種)

第十三条 麻しん及び風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(第二期予防接種)

第十四条 母し及び母しの第二期の予防接種は、乾燥菌を生ずる風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリグラムとする。

第十七条を削り、第六章を第五章とする。

第七十七条を削り、同章を第六章とする。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（予防接種実施規則第九条から第十一号までの改正規定並びに同令第七十七号を削る部分及び同令第七十八号を第十七条とする部分に限る）は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十八号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百六十五号）の施行に伴い、診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月二十九日

厚生労働大臣 野田 秀久

診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令

診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二条中「第一条の二第五号」を「第一条の三五号」に改める。

第三条第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○経済産業省令第七十四号

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の規定に基づき、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則を次のように制定する。

平成十七年七月二十九日

経済産業大臣 廣瀬 代理

国務大臣 中山 成彬

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 電磁的記録等（第二条―第四号）
第三章 業務執行の決定方法（第五号）
第四章 会計帳簿の記載方法等（第六号―第十三号）
第五章 貸借対照表等の記載方法等
第六号 貸借対照表等の記載方法等
第六号 組合財産の分配等（第三十六号―第三十九号）
第四号 附属明細書（第三十五号）
第三号 損益計算書（第二十八号―第三十四号）
第二号 貸借対照表（第二十号―第二十七号）
第一号 総則（第十四号―第十九号）

(用語)
第一条 この省令において使用する用語は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 電磁的記録等

(電磁的記録)

第一条 法第四十条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気テープその他に保存する方法により一定の情報を確実に記録しておくことのできる物をもって閲覧するコンピュータに保存された事項を画面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第三条 法第四十条第二項に規定する経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二十一条に規定する電子署名をいう。）とする。

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第四条 法第三十一条第六項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記載された事項を画面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三章 業務執行の決定方法

(総組合員の同意を要しない重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借付)

第五条 法第十一号第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 その価額が組合の純資産額（純資産額が二十億円を上回る場合には、二十億円。未満において同じ）を下回る財産の処分及び譲受け（当該処分又は譲受けによる組合の財産上の損害の額が組合の純資産額から組合員による出資の総額（当該処分又は譲受けの日までに法第三十四号第二項の規定による組合財産の分配があつたときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額）を控除して得た額を上回るものを除く。）

第四号 会計帳簿の記載方法等

(会計帳簿の記載方法)

第六条 法第二十九号第一項の規定により作成する組合の会計帳簿の記載方法は、この章の定めるところによる。

(財産の評価)

第七条 組合の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、商法施行規則（平成十四年法

務省令第二十二号）に定めるところによる。

(金銭以外の財産による出資の評価)

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格（市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価額により算定された価額。次条第一項において同じ）を付さなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価額が算定されていない財産については、出資の価額として、当該財産を譲渡する者の当該出資の直前にあける当該財産の適正な価額額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す価額額を付するものとする。

(金銭以外の組合財産を分配する場合の分配金の価額)

第九条 金銭以外の組合財産を分配するときは、分配金の価額として、当該組合財産の市場価格を付さなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価額が算定されていない組合財産については、分配金の価額として、当該分配の直前にあける当該組合財産の適正な価額額を付するものとする。

改 正 案		現 行	
（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者） 第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。 疾病 （略） 定期の予防接種の対象者		（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者） 第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。 疾病 （略） 定期の予防接種の対象者	
麻しん	（略）	麻しん	（略）
一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者	（略）	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者	（略）
二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	（略）		（略）
風しん	（略）	風しん	（略）
一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者	（略）	生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者	（略）
二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	（略）		（略）
日本脳炎	（略）	日本脳炎	（略）
一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者	（略）	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者	（略）
二 九歳以上十三歳未満の者	（略）	二 九歳以上十三歳未満の者	（略）
	（略）	三 十四歳以上十六歳未満の者	（略）

改 正 案	現 行
第四条（略） 2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。 一・二（略） 三 法第三条第一項の規定による麻しん及び風しんの予防接種様式第三 四 法第三条第一項の規定による日本脳炎の予防接種様式第四 五 法第三条第一項の規定によるインフルエンザの予防接種様式第五 六 法第六条第一項の規定による臨時の予防接種様式第六 3（略） 様式第一 様式第二 様式第三 様式第四 様式第五 様式第六	第四条（略） 2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。 一・二（略） 三 法第三条第一項の規定による麻しんの予防接種様式第三 四 法第三条第一項の規定による風しんの予防接種様式第四 五 法第三条第一項の規定による日本脳炎の予防接種様式第五 六 法第三条第一項の規定によるインフルエンザの予防接種様式第六 七 法第六条第一項の規定による臨時の予防接種様式第七 3（略） 様式第一 様式第二 様式第三 様式第四 様式第五 様式第六 様式第七

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 ジフテリア、百日せき又は破傷風の予防接種（第九条―第十一条） 第三章 急性灰白髄炎の予防接種（第十二条） 第四章 麻疹及び風しんの予防接種（第十三条・第十四条） 第五章 日本脳炎の予防接種（第十五条・第十六条） 第六章 インフルエンザの予防接種（第十七条） 附則	目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 ジフテリア、百日せき又は破傷風の予防接種（第九条―第十一条） 第三章 急性灰白髄炎の予防接種（第十二条） 第四章 麻疹の予防接種（第十三条） 第五章 風しんの予防接種（第十四条） 第六章 日本脳炎の予防接種（第十五条―第十七条） 第七章 インフルエンザの予防接種（第十八条） 附則
（臨時の予防接種） 第八条 ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第六章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。	（臨時の予防接種） 第八条 ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎又はインフルエンザの臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第七章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。
	（第一期予防接種の初回接種） 第九条 ジフテリアの第一期の予防接種の初回接種は、三週間から八週間までの間隔においてジフテリアトキソイドを三回皮下に注射するか、又は沈降ジフテリアトキソイドを二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 2 百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきワクチンを三週間から八週間までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 3 破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降破傷風トキソイ

(第一期予防接種の初回接種)

第九条 ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを三週間から八週間までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

(第一期予防接種の追加接種)

第十条 ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、前条第四項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(第二期予防接種)

第十一条 ジフテリア及び破傷風の第二期の予防接種は、沈降ジフ

ドを三週間から八週間までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

4| ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを三週間から八週間までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

(第一期予防接種の追加接種)

第十条 ジフテリアの第一期の予防接種の追加接種は、前条第一項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、ジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2| 百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、前条第二項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降精製百日せきワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3| 破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、前条第三項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降破傷風トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4| ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、前条第四項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(第二期予防接種)

第十一条 ジフテリアの第二期の予防接種は、ジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

2| 破傷風の第二期の予防接種は、沈降破傷風トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

3| ジフテリア及び破傷風について同時に行う第二期の予防接種は

テリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

第四章 麻しん及び風しんの予防接種

(第一期予防接種)

第十三条 麻しん及び風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(第二期予防接種)

第十四条 麻しん及び風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第五章 日本脳炎の予防接種

第十五条・第十六条 (略)

、ジフテリア破傷風混合トキソイド又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

第四章 麻しんの予防接種

(接種の方法)

第十三条 麻しんの定期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、同時に風しん及びおたふくかぜの予防接種を受ける旨の申出があつた者については、乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチンを使用することができる。

第五章 風しんの予防接種

(接種の方法)

第十四条 風しんの定期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第六章 日本脳炎の予防接種

第十五条・第十六条 (略)

(第三期予防接種)

第十七条 日本脳炎の第三期の予防接種は、日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第六章 インフルエンザの予防接種

第十七条 (略)

る。

第七章 インフルエンザの予防接種

第十八条 (略)

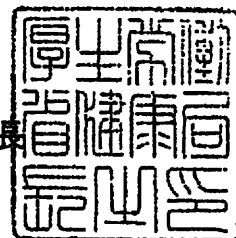


健発第0729001号

平成17年7月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



定期の予防接種実施要領の一部改正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令127号）の施行に伴い、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期の予防接種実施要領」を次のように改正する。ただし、第2の3及び第2の4の改正規定並びに第2の5を第2の4とし、第2の6を第2の5とする改正規定については、平成18年4月1日から適用する。

記

第1の5の（2）中「百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、ジフテリア破傷風混合トキソイド及び破傷風トキソイド」を「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン及び沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド」に改める。

第1の9の（2）中「16歳未満の者に対する」及びなお書を削る。

第1の12の（5）中「16歳未満の者に対する」を削る。

第1の15の（2）中「第11条第1項」を「第20条において準用する同法第11条第1項」に改める。

第1の16の（1）を次のように改める。

- （1）三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

第2の1の（2）中「沈降ジフテリア破傷風トキソイド」を「沈降ジフテリ

ア破傷風混合トキソイド」に改める。

第2の3中「3 麻しん」を「3 麻しん及び風しん」に改め、同3の(1)を次のように改める。

(1) 対象者

ア 麻しん及び風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん及び風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(小学校就学前の1年間にある者)に対し、1回行うこと。

ウ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者については、ア及びイにかかわらず、麻しん及び風しんの第1期及び第2期の予防接種の対象者とはならないこと。

エ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんの予防接種をいずれも受けていない者であって、イに該当するものについては、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

第2の3の(2)中「麻しんワクチン」を「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン」に改める。

第2の4を削る。

第2の5の(3)を削り、第2の5を第2の4とし、第2の6を第2の5とする。

定期の予防接種実施要領の一部改正について（新旧対照表）

○「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別紙 第1 総論 1～4 （略） 5 接種液 (1) （略） (2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。 また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件を維持すること。<u>沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン及び沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド</u>にあっては、凍結しないように留意すること。 6～8 （略） 9 予診並びに予防接種不適当者及び予防接種要注意者 (1) （略） (2) 個別接種については、保護者の同伴が必要であること。	別紙 第1 総論 1～4 （略） 5 接種液 (1) （略） (2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。 また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件を維持すること。<u>百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、ジフテリア破傷風混合トキソイド及び破傷風トキソイド</u>にあっては、凍結しないように留意すること。 6～8 （略） 9 予診並びに予防接種不適当者及び予防接種要注意者 (1) （略） (2) <u>16歳未満の者に対する個別接種</u>については、保護者の同伴が必要であること。 なお、<u>中学生についても保護者の同伴が原則ではあるが、やむを得ない当事者の事情により保護者が同伴できない場合は、あらかじめ</u>

(3)～(5) (略) 11 (略) 12 集団接種の際の注意事項 (1)～(4) (略) (5) 集団接種については、保護者の同伴が必要であること。 (6) (略) 13・14 (略) 15 予防接種の実施の報告 (1) 市町村長は、一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。 (2) 市町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、結核予防法第20条において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、市町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を都道府県知事	<u>め予診票に保護者の予防接種実施に関する明示の同意を得た上で、予診後に保護者に別途連絡を取って予診結果の説明を行い、その結果を踏まえた保護者の予防接種実施に関する明示の同意が確認できる場合は、接種を行って差し支えないこと。この場合においては、予診後に保護者が予防接種実施に関する同意をした旨を被接種者本人から署名等により確認すること。</u> (3)～(5) (略) 11 (略) 12 集団接種の際の注意事項 (1)～(4) (略) (5) <u>16歳未満の者に対する集団接種</u>については、保護者の同伴が必要であること。 (6) (略) 13・14 (略) 15 予防接種の実施の報告 (1) 市町村長は、一類疾病に係る予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部作成)の作成要領に従って行うこと。 (2) 市町村長は、結核に係る予防接種を行ったときは、結核予防法第11条第1項の規定に基づき、市町村の名称及び実施年月日並びに予防接種を受けた者の数を都道府県知事に報告すること。
--	---

に報告すること。

16 他の予防接種との関係

- (1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) (略)

17 (略)

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1) (略)

- (2) ジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

2 (略)

3 麻しん及び風しんの予防接種

(1) 対象者

ア 麻しん及び風しんの第1期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風し

16 他の予防接種との関係

- (1) 生ワクチン（急性灰白髄炎、麻しん、風しん及び結核）を接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。不活化ワクチン（百日せき及び日本脳炎）又はトキソイド（ジフテリア及び破傷風）を接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) (略)

17 (略)

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1) (略)

- (2) ジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

2 (略)

3 麻しんの予防接種

(1) 対象者

麻しんの予防接種は、生後12月に達した時から生後15月に達す

ん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん及び風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者については、ア及びイにかかわらず、麻しん及び風しんの第1期及び第2期の予防接種の対象者とはならないこと。

エ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんの予防接種をいずれも受けていない者であって、イに該当するものについては、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

(2) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

4 日本脳炎の予防接種

(1)・(2) (略)

るまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

(2) 接種液の用法

麻しんワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

4 風しんの予防接種

風しんの予防接種は、生後12月に達した時から生後36月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

5 日本脳炎の予防接種

(1)・(2) (略)

(3) 第3期の予防接種は、14歳に達した時から15歳に達するまで

5 結核の予防接種

(1)～(3) (略)

期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

6 結核の予防接種

(1)～(3) (略)